平成25年4月1日

**御船町への道路用地を寄付する場合の注意事項**

御船町へ道路用地を寄付される場合には、いくつかの注意事項があります。

寄付事案によって個別の具体的な事情が異なりますので、寄付が妥当かどうか一概に示すことは難しいのですが、ひとつの判断基準として参考下さい。

**寄付を考えている道路用地について**

○建築基準法上の道路であること。（県土木事務所及び建設課都市計画係へ要確認）

・道路後退部分（セットバック部分）について

２項道路の場合は、道路部分を町へ所有権移転することにより、接道が分断されることもあります。その後の建築確認等に影響を及ぼすことがありますのでご注意下さい。

○都市計画法の開発許可によって築造された道路。

・利用戸数が概ね２戸以上であること。

・通り抜けができること。

・道路幅員が概ね４ｍ以上あること。

・分筆登記が済んでいること。（寄付部分について所有権移転登記見込みがあること）

　　　※寄付部分の分筆登記費用は、寄付採納願出者の負担です。

・舗装などが未整備でないこと。

※寄付採納後、整備する必要がある道路は寄付物件として好ましくない。

※名義が町になったとしても、道路舗装（整備）が出来るわけではありません。

・係争中の物件でないこと。

・寄付採納後3年間及び建ち並びが50％以上となるまでの道路の管理（修繕等）を行い、問題ある場合は町と協議し安全な道路の維持管理を行う。

●寄付採納願を提出しようとする場合は、事前に建設課維持管理係まで相談下さい。

**寄付手続きに伴う道路用地の書類関係ついて**

○自己所有地であること。

○地目が公衆用道路（又は用悪水路）であること。

○抵当権及びその他の権利が設定されてないこと。

【申請時の添付書類】

* 寄付申出書
* 位置図（５万分の一）
* 付近見取り図（ゼンリンの地図で可）
* 字図（法務局備え付けのコピー）
* 登記簿謄（証明書）
* 実測図（平面図、求積図等）
* その他

受納後、受納書を交付し、下記登記の手続きをする。

【申請者提出書類】

　・登記原因証明情報（建設課で作成する）

　・登記承諾書（建設課で作成する）

　・印鑑証明書（登記承諾書の押印）

御船町　建設課　維持管理係

℡　096-282-1312